

音楽関連WG中間報告

平成25年3月1日

音楽関連WGにおける検討状況

1. 検討項目

- 放送コンテンツの海外展開を促進する上で重要と考えられる、以下の課題を中心に検討。
 - (1) 放送コンテンツの海外展開に係る原盤権の使用許諾窓口の集約化
 - (2) 原盤権の権利情報に関するデータベースの整備
 - (3) 原盤権の権利処理に関するルールの在り方
 - (4) コンテンツ海外展開の推進に向けた放送事業者とレコード製作者との協業の在り方

2. 検討状況

- 第1回親会(11/8)以降、3回(12/7、2/4、2/15)の会合(WG)を開催。
- (1) 第1回親会(11/8)以降、以下のとおり3回の会合(WG)を開催。
 - ・ 第1回((12/7) 原盤権の権利処理に関する現状と課題の整理
 - ・ 第2回(2/4) 実証実験スキームの検討
 - ・ 第3回(2/15) 中間整理
 - (2) 今後、実験協議会の設置等について検討。

3. 構成員

阿南 雅浩	エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 執行役員 経営戦略本部長	(オブザーバー)	(五十音順・敬称略)
入江 武彦	株式会社テレビ朝日 コンテンツビジネス局 契約著作権部長	小島 芳夫	一般社団法人日本音楽著作権協会 業務本部副本部長
植井 理行	株式会社TBSテレビ 編成局 メディアライツ推進部長	竹内 淳	一般社団法人日本民間放送連盟 ライツ・コンテンツ部長
大澤 靖	株式会社テレビ東京 編成局次長兼著作権管理部長	畑 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会 理事
大多 亮	株式会社フジテレビジョン 常務取締役 【主査代理】		
梶原 均	日本放送協会 知財展開センター 著作権・契約部長		
金田 耕司	株式会社フジテレビジョン 編成制作局 編成情報センター室長		
北川 直樹	一般社団法人日本レコード協会 会長 【主査代理】		
十川 淳	日本テレビ放送網株式会社 編成局 ライツ審査部長		
孫 龍活	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン 執行役員 法務本部長		
高嶋 裕彦	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 契約グループ代表 兼 IMAグループ本部長		
龍村 全	龍村法律事務所 弁護士 【主査】		
森川 浩	ユニバーサルミュージック合同会社 ビジネス・アフェアーズ本部 統括部長		

1. 課題

- 海外でのレコードの使用許諾については「テリトリー制」が取られており、放送コンテンツの海外展開に「DVD化」や「送信可能化」を含む場合、原則としてコンテンツを展開する国・地域毎に当該レコード会社の現地法人の許諾が必要。
 - ⇒ 現地法人の許諾を得られない又は原盤の権利料が高価となる場合のコスト等を考慮し、放送事業者が楽曲の差し換えで対応するケースが多い。
- 海外展開に係る原盤権の権利処理を円滑化するためには、原盤権の権利処理に係る窓口機関を設置するとともに、できるだけ多くの原盤をカバーする権利処理データベースを整備し、料率等の権利処理ルールを策定することが必要。
- しかしながら、原盤権については、レコード会社によって自社で権利処理を行うことが可能な原盤の範囲や対象地域に大きな差が存在。
 - 国内資本系のレコード会社：日本本社の考え方によっては、使用地域に関係なく、多くの楽曲について自社の裁量で許諾することが可能。
 - 外資系レコード会社：テリトリー制を厳格に採用しており、一部のタイトル・地域において「パス取り」と称して現地の法人に代わり日本法人が使用許諾をすることが可能なケースがあるものの、原盤権を使用する現地の法人に使用許諾権が存在。

2. 実証実験の内容、進め方

- レコード会社、放送事業者等の関係者が協力して行政の支援の下、課題の難易度や優先度を踏まえて可能なところから実証実験として暫定的なルールに基づく権利処理の円滑化に着手することにより、海外展開ビジネスの実績を積み重ねつつ、窓口機関の設置や権利処理ルールの策定について効果や課題等を検証する。
- 実験は3年間を目途とし、課題の優先度および難易度を踏まえ、フェーズを分けて実験内容の組み立てを行う。
- 円滑化施策として、レコード会社・放送事業者の個別協議により進める原盤権処理に対する支援策と、一任型集中管理を適切に組み合わせた実験を実施。

■フェーズ1（平成25年度）

まずはアジア地域を対象とし、その他、ニーズと可能性がある国々も、アジア地域における実験の進捗を踏まえながら、対象に追加することを検討。

- ・ ドラマおよびドキュメンタリー/情報番組を対象とし、放送番組のサイマル配信およびVOD配信までの利用を範囲とする、邦盤に限定した実験を実施。
- ・ 個別協議による原盤権処理について、実験協議会において特別な取決めを定め、実験の枠組みで支援することにより、ビジネス展開における促進効果及び課題を検証。
- ・ 一任型集中管理について、日本レコード協会を窓口とした許諾の円滑化を図るため、他国の例を参考にしつつ、許諾可能な原盤に関する情報を集約的に提供するデータベースを構築し、その有効性と円滑化効果を検証。

■フェーズ2（平成26年度）以降

フェーズ1の取組みが一定期間経過した時点で、それまでの取組みの成果を踏まえながらテーマを検討。

3. 推進体制

(1) 実証実験の推進体制

- 実証実験を進めるにあたっては、日本レコード協会をはじめ、放送事業者、レコード会社、行政機関等の関係者からなる実験協議会を設置し、実証実験の具体的な進め方、効果的な権利処理の在り方について検討を行う。
- 放送コンテンツの海外展開を促進するにあたって、権利処理の効率化の取組みは、実演家と音楽の両分野において、同時並行的に行われることが望ましいことから、実演家の分野において効率的な権利処理の仕組みを導入する番組については、今回の音楽の分野における実証実験の対象とすることが必要。

(2) オールジャパンの推進体制

- 市場の拡大を図るには、コンテンツ単体での取引ではなく、コンテンツ関係の商品、イベント、サービス等と一体となった事業展開により関係者全体で収益を確保する取組が求められる。
- このため、コンテンツの海外展開を国家プロジェクトの一つと位置付けて関係者が一体として取り組む体制を整備するとともに、民間ベースで事業が自走化できるよう、関係省庁が協力して継続的な支援措置を講じて行くことが必要。